

北島町ネーミングライツスポンサー募集要項

1 目的

北島町では、厳しい財政状況の中、新たな自主財源を確保することにより、施設等の良好な運営につなげるため、施設等に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」といいます。)を取得する企業等を募集します。

2 得られる権利

選定された企業等(以下「ネーミングライツスポンサー」といいます。)は、対象施設等の愛称に企業名・商品名等を付し命名することができます。なお、この権利を第三者に譲渡することは原則としてできません。

3 対象施設

原則として、全ての町有施設(施設全体又は施設の一部)及び町が実施するイベント等の無形物を対象とします。

ただし、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや、施設等の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと町が判断するものは対象外とします。

4 募集の概要

(1) 応募資格

自らがネーミングライツスポンサーとなることを希望する企業等又はその企業等を代理する広告代理店事業者の方々がご応募いただけます。

各施設等のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい者で、次の(ア)から(キ)に該当しない企業等が対象です。

なお、町は、応募のあった企業等が暴力団等であるか否かについて、徳島県警察本部に意見を聴くことがあります。

- (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (イ) 貸金業法(昭和58年法律第32号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- (ウ) 北島町暴力団排除条例(平成24年北島町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、第3号に規定する暴力団員等及びそれらと密接な関係を有する者
- (エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (オ) ネーミングライツの募集を開始する日から6ヶ月前の日までに町の指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者
- (カ) 国税又は地方税を滞納している者
- (キ) その他、公序良俗に反する行為を行う等ネーミングライツスポンサーに適当でないと町が認める者

(2) 応募の手続き

ネーミングライツ付与事業の手続きとして、(ア) 町が選定した施設等についてネーミングライツスポンサーの募集を行う場合(以下、「公募型」という。)と、(イ) 企業等か

らの提案を募集する場合（以下、「企画提案型」という。）があります。いずれの場合においても、町ホームページ等により広く公表します。

公募型、企画提案型、いずれについても、応募（提案）にあたっては、「様式1」を用いるものとします。

（ア） 「公募型」の手続きの流れ

- ① 応募者からのネーミングライツ取得申込（提案）書の提出
- ② 審査委員会の開催
- ③ 選定結果の通知
- ④ 契約の締結
- ⑤ 施設表示等の変更
- ⑥ 愛称の使用開始

（イ） 「企画提案型」の手続きの流れ

- ① 応募者からのネーミングライツ取得申込（提案）書の提出
- ② 審査委員会による審査（提案に対する採用の可否）
- ③ 提案企業等との協議
- ④ 選定結果の通知
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

※ 企画提案型の場合で、町が施設等を決定し、あらためてネーミングライツスポンサー募集を行うことにより、複数の応募（提案）が見込まれる場合（例：大規模で知名度の高い施設など）は、審査の結果、手続きの途中で公募型の手続きに転換することもあります。

※ 実施手続きのフロー図は「別紙1」のとおりです。

（3） ネーミングライツ料

ネーミングライツ料（消費税除く）を年額（1万円単位）で提示してください。複数施設等への応募も可能です。

（4） 契約期間

本町とネーミングライツスポンサーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、以下のとおりとします。

（ア） 町有施設の場合

希望する契約期間をご提示ください。原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。なお、契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間の満了日は、原則、始期から起算して3年を超える年度末までとします。

※1 契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間に相応する応募金額を月割計算で算出し、ネーミングライツ料とします。

※2 原則として、会計年度ごとに、町が指定する日までに、当該年度分の料金の全額をお支払いいただきます。

※3 徴収したネーミングライツ料は還付しません。ただし、特別の事由があると町が認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

※4 原則として更新に係る優先交渉権を付与します。

（契約期間満了に当たり、優先交渉権を付与したネーミングライツスポンサーに契約更新の意向を確認します。）

(イ) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約期間は1年以内とし、当該期間内に対象となるイベント等の事業終了予定日を含むものとしします。

※1 契約期間が1年に満たない場合であっても、提示されたネーミングライツ料の全額を町が指定する日までにお支払いいただきます。

※2 徴収したネーミングライツ料は還付しません。ただし、特別の事由があると町が認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものとしします。

(5) 愛称について

希望する愛称を提示して下さい。また、愛称の命名理由等を簡潔にご説明ください。ただし、各施設等にふさわしい愛称であり、次の(ア)から(シ)に該当しないものとしします。

愛称は、「○○○××体育館」「○○○プレゼンツ」「sponsored by ○○○」のように、「○○○」の部分に企業名又は商品名(ブランド名)等を表示することができます。

また、原則として、契約期間中の愛称の変更はできません。

(ア) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

(イ) 社会問題についての主義・主張に関するもの

(ウ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(エ) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(オ) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(キ) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(ク) 法令、規則等に反するもの

(ケ) 求人広告に関するもの

(コ) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

(サ) 貸金業に関するもの

(シ) その他、当該施設等の愛称として適当でないと町が認めるもの

(6) 愛称表示について

(ア) 使用期間

愛称の使用期間は、契約期間の始期から満了日までとしします。

(イ) 既設案内板等の付替や修正に要する経費

既設の案内板等の付替や修正(以下「表示変更」といいます。)に要する費用は、ネーミングライツ料とは別途、ネーミングライツスポンサーにご負担いただきます。

(ウ) 工事等の実施

表示変更のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工を基本としします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容(デザインや大きさ等)等は、町と協議のうえ決定しします。

※1 屋外看板、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行うこととしします。また、屋外看板については、県の屋外広告物条例による規制対象となります。

※2 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

※3 パンフレット等の印刷物の表示更新は町又は指定管理者が実施します。ただし、変更は新規作成成分からとなります。

※4 ホームページの表示更新は町又は指定管理者が実施しますが、外部委託が必要な場合など内容によっては費用負担を求める場合があります。

(エ) 原状回復

契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツスポンサーの負担となります。また、原状回復のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、町と協議のうえ決定します。

5 申込（提案）方法（郵送又は持参による）

(1) 募集（提案）期間

随時、応募（提案）を受け付けます。ただし、申請書類を受理した場合は、当該月末の時点で、応募（提案）のあった施設の募集を締め切り、選定手続きを行います。

(2) 申請書類

(ア) ネーミングライツ取得申込（提案）書（様式1）

(イ) 企業等の概要（様式2）

(ウ) 役員一覧表（様式3）

(エ) 決算報告書（直近3年分）

(オ) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

(カ) 納税証明書（直近1年分：課税されている国税及び地方税について、管轄税務署、都道府県および市町村が発行する滞納がないことの証明書）

(キ) 誓約書（様式4）

(ク) 地域貢献に対する支援実績及び今後の計画に関する資料（任意様式）

(3) 申請部数

2部（正本1部、副本1部）ご提出ください。

※1 複数施設等に応募（提案）する場合は、各施設等ごとにご提出願います。

※2 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。（ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。）また、提出された申請書類は返却いたしません。

※3 申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

6 選定方法等

(1) 選定方法

申請書類等の内容を確認させていただいた後、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出を求めます。

その上で、応募者及び応募された愛称、金額等の提案内容をもとに、町が設置する「北島町ネーミングライツスポンサー審査委員会」の意見を聴いて、総合的に判断し、町が決定します。

企画提案型の場合は、提案に対する採用の可否について審査を実施します。

なお、審査委員会において提案内容に意見が付された場合は、当該意見に従い提案内容を変更することを条件として、決定を行う場合があります。

(2) 審査項目及び審査ポイント

(ア) 応募団体

【審査のポイント】

- ・応募者の経営は安定しているか
- ・施設等と応募者の理念や事業内容等がマッチしているか
- ・地域貢献活動を実施しているかなど

(イ) 愛称

【審査のポイント】

- ・親しみやすいか、呼びやすいか
- ・施設のイメージに適合しているか
- ・施設の運営に支障が生じないかなど

(ウ) ネーミングライツ付与事業を実施する対象施設等（「企画提案型」のみ）

【審査のポイント】

- ・施設等の目的や経緯からみて、実施が妥当な施設等かどうかなど

(3) 選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツスポンサーを北島町ホームページ等で公表します。

企画提案型での提案に対し、不採用又は公募型での募集に転換する場合は、提案を受けた日から、原則1か月以内に理由を付して文書で回答します。

(4) 契約の締結

決定したネーミングライツスポンサー（企画提案型の場合は、提案が採用され、かつ公募型への転換が行われなかった場合）は、施設等への愛称付与に関する契約を町と締結することとします。

(5) 留意事項

ネーミングライツスポンサー選定後において、応募資格を欠くこととなった場合、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと認められるときは、町はネーミングライツスポンサーの決定の取消しができることとします。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

なお、応募を途中で辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

7 問い合わせ先

〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1

北島町総務課

電話：088-698-9801

電子メール：soumu@kitajima.i-tokushima.jp

